

小規模多機能型居宅介護 ゲストハウスごうど

【虐待防止のための指針】

指針

1 基本指針

(1) 虐待防止に関する考え方（『虐待防止に関する指針』）

『虐待は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼします。当事業所では、利用者の尊厳を護り、人権を擁護する立場から、虐待の未然防止、及び早期発見、並びに発見した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。』

(2)介護保険指定基準の虐待防止の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止 小規模多機能型居宅介護は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらケアにあたる必要があり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促すと同時に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していること。

・虐待等の早期発見 小規模多機能型居宅介護の職員は、在宅時を含め虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていること、及び利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。

(3) 職員倫理行動基準の遵守 当法人の職員（常勤・非常勤並びに職種・役職を問わず）は、「職員倫理行動基準」の定めを遵守して行動する。

(4) 虐待防止に向けた組織的な取組み

① 虐待の防止のための対策を職員会議で検討する

② 虐待の防止のための指針の整備

③ 虐待の防止のための従業者に対する定期的研修の開催